

第三次地域管理経営計画書

(木曾谷森林計画区)

計画期間 自 平成19年4月1日
至 平成24年3月31日

中部森林管理局

この地域管理経営計画書は、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づき、同法第4条の国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和して、対象となる国有林野の自然的、社会的諸条件の特性に応じた管理経営の基本となる事項について中部森林管理局長が定める計画である。

この地域管理経営計画（以下、「本計画」という。）の計画期間は、平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間である。

目 次

はじめに	・ ・ ・	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	・ ・ ・	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	・ ・ ・	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	・ ・ ・	1 1
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	・ ・ ・	1 4
(4) 主要事業の実施に関する事項	・ ・ ・	1 5
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	・ ・ ・	1 6
(1) 巡視に関する事項	・ ・ ・	1 6
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	・ ・ ・	1 6
(3) 保護林に関する事項	・ ・ ・	1 7
(4) その他必要な事項	・ ・ ・	1 8
3 林産物の供給に関する事項	・ ・ ・	1 9
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	・ ・ ・	1 9
(2) その他必要な事項	・ ・ ・	1 9
4 国有林野の活用に関する事項	・ ・ ・	2 0
(1) 国有林野の活用の推進方針	・ ・ ・	2 0
(2) 国有林野の活用の具体的手法	・ ・ ・	2 0
(3) その他必要な事項	・ ・ ・	2 0
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	・ ・ ・	2 1
(1) 国民参加の森林に関する事項	・ ・ ・	2 1
(2) 分収林に関する事項	・ ・ ・	2 1
(3) その他必要な事項	・ ・ ・	2 2
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	・ ・ ・	2 3
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	・ ・ ・	2 3
(2) 地域の振興に関する事項	・ ・ ・	2 3
(3) その他必要な事項	・ ・ ・	2 3

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、平成10年、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから、公益的機能の維持増進を旨とするものに転換するなど抜本的な改革を実施してきたところである。また、平成14年に策定された京都議定書の削減数値目標達成のための「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」や平成18年に策定された「森林・林業基本計画」の目標達成に必要な森林整備等が重要な課題となっているところである。

さらに生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化していることを踏まえ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組の展開が必要とされているところである。

本計画は、「国有林野の管理経営に関する法律」第6条第1項の規定に基づいて中部森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に即し、今後5年間の木曽谷森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

本計画の対象は、木曽谷森林計画区の国有林野89,458haで、木曽谷森林計画区的全森林面積の62%である。

当計画区は長野県の南西部で木曽川上流部に位置し、北部は木曽川源流部の鉢盛山、東部は木曽駒ヶ岳を主峰とした中央アルプス、西部は御嶽山、南部は奥三界岳等で囲まれた一帯である。

森林の現況は、天然林が53%、人工林が47%となっており、このうち人工林はヒノキが特に多く人工林面積の65%、次いでカラマツが30%となっている。低山帯はスギ、ヒノキ等の人工林や木曽ヒノキ等の天然林、亜高山帯は、木曽ヒノキ及びモミ、ツガ等の天然林、高山帯はダケカンバ、ハイマツ等の天然林となっている。高山帯の多くは木曽駒ヶ岳、宝剣岳、南駒ヶ岳及び御岳山等で、中央アルプス県立自然公園、御岳県立自然公園に指定されている。

当計画区は、中京圏の生活用水、工業用水の重要な水源地帯であるとともに、地形が急峻で、降水量も多く、風化浸蝕が進んだ花崗岩等脆弱な地質となっており、水源かん養保安林や土砂流出防備保安林等の保安林は国有林野面積の91%を占めており、重要な水源のかん養や土砂の流出・崩壊等の国土保全の役割を担っている。

当計画区には、森林浴発祥の地である赤沢自然休養林、優れた自然景観に恵まれた木曽御岳自然休養林のほか、木曽駒ヶ岳、開田高原、藪原高原等豊富な森林レクリエーション資源があり森林浴、スキー、登山等の保健休養の場として、中京圏等から多くの人々が訪れている。また、国内でも有数の木材生産地であり、古くから木曽谷全域に亘って木材加工業等の産業が発達している。

このため、当計画区内の国有林野の有する水源かん養機能、山地災害防止機能や保健文化機能などの公益的機能の発揮を積極的に高めていくことを基本とし、併せて木材の計画的かつ持続的な供給や国有林野の活用等による地域産業の振興と地域住民の福祉の向上に

寄与することとし、それぞれ森林の機能が適切に発揮されるよう管理経営を行っていくこととする。

具体的には

- ① 国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意しつつ、国有林野を次の3つの機能類型に区分し、それぞれの目的に応じて適切な管理経営を行うこととする。

- 「水土保全林」 土砂流出・崩壊の防備、水源かん養等安全で快適な国民生活を確保することを重視する森林
- 「森林と人との共生林」 原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを重視する森林
- 「資源の循環利用林」 公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の効率的な生産を行うことを重視する森林

- ② 流域の特性に応じた森林整備等の推進に向けて、流域管理システムの下で、流域林業活性化協議会等の場を通じ、情報交換等を行い、民有林との連携強化を図ることとする。

- ③ 森林による二酸化炭素の吸収・固定機能や国土の保全等、森林の持つ多面的機能の高度発揮を図るため間伐等を積極的に実施し、機能類型に即した健全で活力のある森林の整備を推進することとする。

- ④ 当計画区は、中京圏の重要な水源地帯であり、降水量も多く、山地と集落が近接していること等から、治山事業については、災害に強い安全な国土づくり、水源地域の機能強化及び豊かな環境づくりなど森林の持つ多面的機能の適正な発揮を基本方針として、民有林治山事業、森林整備事業等との密接な連携の下に、総合的かつ計画的に推進することとする。

特に、当計画区内の国有林は、赤沢自然休養林等優れた自然景観を有する森林が多いことから、景観の保持に配慮した治山事業の実施に努めることとする。

- ⑤ 開かれた「国民の森林」の実現に向けた、保健・文化・教育的な活動の場としての国有林野の活用、ボランティア等と連携した森林整備、森林・林業及び国有林に対する理解促進のための森林環境教育の取組を推進することとする。

以上のことを踏まえ、当計画区の地域ごとの重点的に行うべき管理経営は次のとおりとする。

ア 藪原地域（小木曾、塩沢、菅、奥峰沢国有林）

当地域は、木曾川と千曲川の分水嶺をなしている烏帽子岳(1,952m)、鉢盛山(2,446m)、境峠、大笹沢山等を連ねる稜線に囲まれた7,895haの地域である。

土砂流出防備保安林に指定されている笹川流域下押出沢、大笹沢から熊沢峠、鉢盛山から小鉢盛にかけての地域及び烏帽子岳を源流とする尾頭沢流域の稜線沿いは、地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ア) コメツガ、トウヒ、シラベ、カンバ類等からなる亜高山性樹種の天然林である鉢盛山コメツガ等林木遺伝資源保存林と、水木沢郷土の森は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 藪原野外スポーツ地域はスキー場の利用として、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

イ 王滝地域（王滝、樽沢国有林）

当地域は、高樽山(1,673m)、天狗山(1,823m)等の連なる稜線とその支脈の西股(1,716m)、卒塔婆山(1,540m)に囲まれたやや東西に長い8,555haの地域である。

鯪川、瀬戸川、小俣流域の中流以下は、急峻な地形となっているが、上流はいずれも緩傾斜面を形成している。

(ア) 崩沢流域は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 瀬戸川、助六植物群落保護林は自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 助六風景林は鯪川上流の断崖場の岩によって構成された渓谷一帯である。また、瀬戸川風致探勝林は、木曾ヒノキやサワラ等の天然林と溪流が一体をなし、優れた自然景観を呈している。このため、この一帯は自然とのふれあいなどの保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(エ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ウ 御岳地域（御岳国有林）

当地域は、木曾川一支流である王滝川上流に位置し、御嶽山(3,067m)の南斜面一帯の6,647haの地域である。

(ア) 昭和59年9月の長野県西部地震により土石流が発生した伝上川、濁川流域は地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し、また、御嶽山の特定地理等保護林及びその周辺は自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 木曾御岳自然休養林は御嶽山南斜面の中腹部にあって、四季を通じて野外レクリエーションの場であるとともに、王滝川風景林は王滝川と一体となった優れた景観をなしていることから、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

エ 三浦地域（三浦国有林）

当地域は三浦山(2,394m)、高森山(1,592m)、白巣峠等が連なる稜線に囲まれる地域で、王滝川右岸の準平地と左岸の御岳火山地からなっている10,807haの地域である。

(ア) 上黒沢は地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し、また、御嶽山中腹は御岳県立自然公園に指定されており、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) ダム湖面と一体となって優れた景観を呈している三浦ダム周囲の森林や白草山の森林等は、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

オ 小川地域（小川入国有林）

当地域は木曾川右岸に位置し、阿寺山脈から発する一連の支脈に囲まれた6,441haの地域である。北股上流から南股一帯は緩傾斜が多く起伏は少ないが、北股下流、高倉峠以東の灰沢から荻原西山にかけての流域は、いずれも急傾斜地となっている。

(ア) 荻原西山流域の一部は地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 木曾ヒノキの優れた美林としての赤沢自然休養林とその周辺は、木曾ヒノキ天然林の典型的な群落構成を示すとともに優れた自然景観を有することから、自然環境の保全機能、または保健文化機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプ又は森林空間利用タイプとしてそれぞれ区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 南股沢右岸中流域と中ノ沢流域においては、人工林ヒノキを中心とした木材生産機能を重点的に発揮させるため、資源の循環利用林として区分し管理経営を行うこととする。

(エ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

カ 駒ヶ岳地域（駒ヶ岳国有林）

当地域は木曾川左岸に位置し、木曾山脈の主峰木曾駒ヶ岳(2,956m)を中心に、主稜から分岐して北西に赤林山(2,177m)を経て木曾川に至る支脈と、木曾駒ヶ岳から剣ヶ峰(2,933m)を経て南西に分岐し、糸瀬山(1,867m)を経て木曾川に至る支脈に囲まれた4,021haの地域である。

(ア) 滑川、荻原沢、大沢の流域で標高1,200m～2,000mの地域は地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 木曾駒ヶ岳を源流とする滑川流域は、急峻な山岳地形を示す地域で中央アルプス県立自然公園に指定されている。植生は木曾ヒノキを含む混交林から、標高に応じてコメツガ、ダケカンバ、ハイマツへと推移する中央アルプスにおける植生の垂直分布の特徴をよく示していることもあり、中央アルプス木曾駒ヶ岳森林生態系保護地域に指定しており、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

キ 台ヶ峰地域（台ヶ峰国有林）

当地域は、小川と木曾川の合流点付近に位置し、上松町と木曾町の行政界をなす台ヶ峰(1,502m)を中心とし、木曾川沿岸に至る間に広がる677haの地域である。

(ア) 木曾川に面する東斜面(251～256 林班)及び玉滝川に面する北斜面(264～267 林班)は山頂部を除いて地形は急峻で岩石が露出しているため、地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 植物群落保護林(261㌔林小班)に指定している箇所については、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ク 開田地域(西野北山、小梨ヶ洞、末川国有林)

当地域は、御嶽山(3,067m)の北東に位置し、西は北アルプスの鎌ヶ峰(2,121m)の東南を、北は鎌ヶ峰より松本市との行政界を東走し、東は大笹沢(2,002m)に至る木祖村との町村界に広がる西野北山及び末川国有林によって構成される3,631haの地域である。

(ア) 鎌ヶ峰周辺は、地形が急峻で土砂流出防備保安林に指定されている。また、松本市との行政界の稜線沿いは地形・地質等の条件から、大部分が山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 皆沢のアカマツ、サワラ、ウラジロモミの天然林は、林木遺伝資源保存林として指定しており、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ケ 日義・裏駒ヶ岳地域(日義、裏駒ヶ岳、八沢入、黒石国有林)

当地域は、木曾川左岸に位置し、木曾山脈の主峰木曾駒ヶ岳(2,956m)を中心に、茶臼山(2,653m)、大笹入山(2,375m)、赤林山(2,177m)等の稜線に囲まれた3,552haの地域である。木曾駒ヶ岳からの一帯は起伏の大きな急峻地を形成しているが、正沢川流域には段丘地形がみられる。

(ア) 中央アルプス県立自然公園に指定されている木曾駒ヶ岳上部を中心とする地域は自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し、また、木曾川支流に当たる野上川、正沢川、八沢川の上流域については、一部を除き地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

コ 福島地域（城山、加代ヶ沢、大沢樽上、赤尾、岩伏、道官、熊沢国有林）

当地域は、木曾町福島、新開に点在する1,073haの地域である。

（ア）城山国有林は面積 379haで、市街地に隣接する城山風致探勝林(222～226林班)は散策、探勝、森林浴など、地元住民が多く訪れていることから、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（イ）大沢樽上、赤尾、岩伏国有林は、木曾川支流である西洞川流域に点在し、面積はそれぞれ46ha、29ha、53haで、当該3地域は、水源かん養機能を重点的に発揮されるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（ウ）道官国有林は、開田地域に隣接した大笹沢(2,002m)を源流とする道官沢流域に位置する 188haの国有林で、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（エ）熊沢国有林は、幸沢川と熊沢川に挟まれた 380haの国有林で、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

サ 三岳地域（新高、黒沢御岳、浦沢、障子沢国有林）

当地域は、御岳山(3,067m)の北東斜面に位置する 4,363haの地域であり、地形は一般的に急峻である。

（ア）御嶽山上部の御岳県立自然公園第1種、第2種特別地域の大部分及び新高コマツガ等林木遺伝資源保存林・油木沢ヒノキ植物群落保護林については、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（イ）御嶽山の裾野に広がる山麓は、木曾御岳山麓（開田高原）森林空間総合利用整備事業区域となっており、スキー場等の野外スポーツの場、ふれあいの場など、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（ウ）白河流域の一部及び鹿ノ瀬川の一部は、地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（エ）その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

シ 阿寺地域（阿寺国有林）

当地域は、木曾川の右岸に位置し、殿・小川方面とその他部分的に緩中斜面が見られるが、地形は一般に急峻で処々に岩石が露出し、特に木曾川に接する阿寺集落周辺及び阿寺川流域は長大な直線急斜面からなるV字谷を形成しているところが多い6,638haの地域である。

（ア）阿寺川の源流域、薬師沢流域、長通沢左岸等は地形・地質等の条件や土砂流出防備保安林に指定されていることから、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（イ）飯盛山や阿寺溪谷沿いの地域は木曾ヒノキ、サワラ等の天然林と溪流が一体をなし、優れた自然景観を呈しており、自然とのふれあいの場等の保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（ウ）阿寺川中流域左岸は、人工林ヒノキを中心とした木材生産機能を重点的に発揮させるため、資源の循環利用林として区分し管理経営を行うこととする。

（エ）その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ス 伊奈川・天王洞地域（伊奈川、天王洞国有林）

当地域は木曾川左岸に位置し、全般的に起伏が大きく急峻である。地質は風化浸蝕が進んだ花崗岩地帯を形成している。長大な直線急斜面が多く、一部山頂部分は緩斜面がある。谷は狭く急流で処々に滝が見られる。また天王洞国有林は木曾川河畔の城山(1,101m)を主峰とする区域で急峻な地形となっている10,965haの地域である。

（ア）木曾山脈上部にある中央アルプス県立自然公園第1種、第2種特別地域等の大部分は自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

（イ）その他の地域は、地形・地質等の条件から山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

セ 柿其地域（柿其、三殿向国有林）

当地域は木曾川右岸に位置し、飛驒山脈の南部にあたり、奥三界岳(1,810m)から、東及び南東に向かって走る稜線に囲まれた3,974haの地域である。地形は、各流域の上流部に阿寺山脈の準平原が現れているため緩やかな地形を示すところもあるが、下流域は急峻な箇所が多く岩石が露出し、極めて険しいところもある。

（ア）柿其川、岩倉沢の下流域及び三殿向国有林は地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため国土保全タイプとして管理経営を行うこととする。

(イ) 中央アルプス県立自然公園第2種特別地域とその周辺は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) 奥三界岳の周辺はレクリエーションの森に指定され、散策等自然とのふれあいの場に適しており、保健文化機能を重点的に発揮させるため、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(エ) 柿其川中流域右岸の国有林は、人工林ヒノキを中心とした木材生産機能を重点的に発揮させるため、資源の循環利用林として区分し管理経営を行うこととする。

(オ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ソ 与川地域（南木曽国有林）

当地域は木曾川左岸に位置し、北側は木曾山脈南部の摺古木山(2,169m)より北西に走る稜線を経て与川に至り、東は木曾山脈の稜線をもって伊那谷計画区と接しており、西南側は南木曽岳(1,677m)を経て木曾川に至る3,524haの地域である。

地形は、全般に急傾斜地が多く、南木曽岳の西斜面は特に急峻である。地質は風化浸蝕が進んだ花崗岩地帯となっている。

(ア) 木曾山脈上部の中央アルプス県立自然公園第2種特別地域及び南木曽岳周辺の南木曽岳植物群落保護林、県自然環境保全地域特別地区の区域は自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 上山沢流域、下山沢の上流部及び南木曽岳西斜面全域は地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

タ 北蘭地域（北蘭国有林）

当地域は、木曾川支流の蘭川右岸に位置する2,326haの地域である。

地形は全般に急傾斜地が多く、特に南木曽岳周辺は急峻である。地質は、風化浸蝕が進んだ花崗岩地帯となっている。

(ア) 当地域の大部分は地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 南木曾岳の南西斜面の南木曾岳植物群落保護林、県自然環境保全地域特別地区の区域は、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

チ 南蘭地域（南蘭国有林）

当地域は、木曾川支流の蘭川左岸に位置する2,740haの地域である。

地形は一部緩傾斜地が見られるが、全般に急傾斜地が多い。地質は風化侵蝕が進んだ花崗岩地帯となっている。

(ア) 中ノ沢、大沢、大迷沢、男埴沢流域等は地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 馬籠峠及び大平峠は優れた森林景観、自然とのふれあいの場と歴史的風土が調和しており、自然探勝等の保健文化機能を重点的に発揮させる、森林空間利用タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

ツ 賤母地域（賤母国有林）

当地域は木曾川左岸沿いに位置する231haの地域で、地形は全般に急峻である。

(ア) 当地域の大部分は地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 木曾川に面した斜面を中心とする一帯は暖・温帯両植物の接点に当たり 500種以上の植物が生育し、木曾谷の一般的な森林と異なる植生景観を呈していることから、植物群落保護林に指定しており、自然環境の保全機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

テ 田立地域（田立国有林）

当地域は木曾川右岸に位置し、長野県、岐阜県県境の稜線により挟まれた1,402haの地域である。地形は百間滝を境として大きく異なっており、上部は準平原を形成しているが、下部は処々に岩石の露出及び崩壊地が現れ、特に沢筋は極めて険しいところが多い。

(ア) 当地域の大部分が地形・地質等の条件から、山地災害防止機能を重点的に発揮させるため、国土保全タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(イ) 田立の滝周辺は中央アルプス県立自然公園第1種特別地域等に指定されており、風致探勝に訪れる者も多いことから、自然環境の保全機能及び保健文化機能を重点的に発揮させるため、自然維持タイプ及び森林空間利用タイプとしてそれぞれ区分し管理経営を行うこととする。

(ウ) その他の地域は、水源かん養機能を重点的に発揮させるため、水源かん養タイプとして区分し管理経営を行うこととする。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

国有林野の管理経営に当たっては、公益的機能の維持増進を旨とするとともに、国民の多様な要請に適切に対応するため、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に類型化し、以下のとおり、機能類型に応じた適切な管理経営を実施することとする。

なお、機能類型ごとの管理経営の指針については、別冊〔管理経営の指針〕によることとする。

① 水土保持林に関する事項

水土保持林については、次の2つに区分して取り扱うこととする。

ア 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野（当該計画区の30%）は、主に土砂流出・崩壊の防備等山地災害防止機能の発揮を第一とし、そのため根系が深く発達し、下層植生の発達が良好な森林を目標として、管理経営を行うこととする。

具体的には

(ア) 針広混交林等既に望ましい状態となっている森林は、現状を維持することとし、伊奈川地域等老齢等により健全化を図る必要のある林分については、択伐等により育成複層林施業、天然生林施業を実施し、針葉樹・広葉樹及び深根性樹種・浅根性樹種が混交する森林への誘導に努めることとする。

(イ) 育成単層林については、択伐・間伐により積極的に広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

イ 水源かん養タイプ

水源かん養タイプの国有林野（当該計画区の45%）は、主に渇水や洪水の緩和等水源かん養機能の発揮を第一とし、そのため広葉樹が混交し多様な樹種で構成され、下層植生の発達が良好で、諸被害に強い森林を目標とし、流域としてのまとまりや、それぞれの森林の現況等に応じた森林施業を行うこととする。なお、水源かん養機能の確保に留意しつつ、森林資源の有効利用も図ることとする。

具体的には

（ア）周辺の森林の状況等から将来にわたって、人為を積極的に加えていくことが適切と判断される瀬戸川流域のヒノキ等の育成単層林においては、伐期の長期化を図り間伐を繰り返す中で、下層植生を育成することとする。ただし、比較的傾斜が緩く、下層植生が豊かで、皆伐を行っても表土の流亡等の恐れのない林分については、伐採箇所のモザイク的配置や小面積分散伐採に努めることとする。

（イ）景観維持等の理由から、非皆伐状態を維持すべき阿寺地域のヒノキ林分等については、複層伐等により育成複層林施業等を行い、複数の樹冠層を構成する森林に誘導することとする。

（ウ）木曾ヒノキ等の天然林においては、人為あるいは天然力を活用した更新が可能な林分については、択伐等により育成複層林施業、天然生林施業を行い、複数の樹種及び樹冠層を構成する森林に誘導することとする。

水土保持林の森林の面積

（単位：h a）

水土保持林の面積		66,570
区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ
面積	25,876	40,694

② 森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林については、次の２つに区分して取り扱うこととする。

ア 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野（当該計画区の１６％）は、主に原始的森林生態系の維持等自然環境の保全機能の発揮を第一とし、そのため良好な自然環境を保持する森林、学術的に貴重な動植物の生息に適している森林等を目標として、管理経営を行うこととし、森林施業は原則として自然の推移に委ねることとする。

具体的には

(ア) 自然維持タイプの森林のうち原始的な森林生態系からなる中央アルプス木曾駒ヶ岳周辺の森林（中央アルプス木曾駒ヶ岳森林生態系保護地域）や木曾ヒノキ等の森林生態系の保護、観察に資するための赤沢ヒノキ（赤沢ヒノキ等林木遺伝資源保存林）、寝覚の床のサワラ（寝覚の床サワラ林木遺伝資源保存林）等の森林等を引き続き保護林として管理していくこととする。

(イ) 地域を代表する木曾五木等が生育する南木曾岳山頂部周辺の森林（南木曾岳植物群落保護林）を設定し適切に管理することとする。

イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野（当該計画区の５％）は、主に森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る等保健文化機能の発揮を第一とし、そのため多様な樹種からなり、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林等を目標として、森林の利用形態等に応じた多様な森林を維持・造成することとする。

具体的には

(ア) 人工林については、間伐等による針広混交林化や育成複層林施業を実施し、自然観察等に適した森林の造成や修景などを行うこととする。

(イ) 森林空間利用タイプの森林のうち、国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設又は森林の整備を行うことが適当と認められる木曾御岳、赤沢自然休養林等を引き続きレクリエーションの森として管理し、広く国民に開かれた利用の場に供することとする。

森林と人との共生林の面積

(単位：h a)

森林と人との共生林の面積		19,758		
区分	自然維持タイプ	森林空間利用タイプ		
		うち、保護林	うち、レクリエーションの森	
面積	15,165	6,779	4,593	3,547

③ 資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林の国有林野（当該計画区の4%）は、公益的機能の發揮に配慮しつつ、地域の自然的条件、経済的条件を勘案して定めた目的樹種について生産目標に応じた木材を安定的かつ効率的に生産することとし、自然的条件、林業技術体系などから見て育成単層林の造成が確実であり、かつ、森林生産力の確保が十分期待される林分については育成単層林施業を行うこととする。また、天然力を活用することによつて的確な更新が図られ、多様な樹材種の供給が図られる林分については、漸伐等による育成複層林施業又は天然生林施業を行うこととする。

資源の循環利用林の面積

（単位：h a）

資源の循環利用林の面積		3, 130
区分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象
面積	3, 040	90

（3）流域管理システムの推進に必要な事項

流域を単位として、民有林・国有林一体となって、森林・林業の活性化に向けて「流域管理システム」を推進しており、当該計画区には平成4年9月に木曾谷流域林業活性化協議会が設立され、森林整備部会、生産流通部会、林業事業体部会の3部会を設置している。

このような中で、流域管理システムの推進を図るため、以下に掲げる事項を重点的に取り組むこととする。

- ① 国有林野事業に対する地域ニーズの的確かつ積極的な把握に努める。
- ② 流域林業活性化協議会等の各種協議会への積極的な参加により、流域管理システム推進のための助言・指導を行っていく。
- ③ 民有林と国有林が連携した間伐等の施業連携に向けた取組みを検討する。
- ④ 当計画区の森林整備や保全を図るため、地元市町村やボランティア等と一体となった取組みを推進する。
- ⑤ 林道網の充実のため、民有林林道、国有林林道の連携を推進する。
- ⑥ 人工林ヒノキの銘柄化を民有林行政等と連携し取り組む。
- ⑦ 流域のニーズに応じた技術開発や研修に必要なフィールドの提供を図る。
- ⑧ 国民各層への森林・林業の理解を深めるため、自然観察教育林等森林の利用の促進や体験林業等を通じた、森林環境教育を推進する。

(4) 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりであり、間伐及び保育作業の適切な実施により、健全な森林整備に努めることとする。

なお、事業の実施に当たっては、

- ① 労働安全衛生の確保
- ② 公益的機能をより重視した施業方法への転換に応じた伐採・造林等の技術の向上
- ③ 民有林行政と連携した高性能林業機械の活用などを通じたコスト縮減
- ④ 計画的な事業の発注による林業事業体の育成・強化等に努めることにより事業の円滑・効率的な実施に努めることとする。

ア 伐採総量

(単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
計	114,116	370,898	24,986	510,000

イ 更新総量

(単位：h a)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	444	975	1,419

ウ 保育総量

(単位：h a)

区 分	下 刈	つる切	除 伐
計	4,304	2,378	3,009

エ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	10	13,065	152	5,070

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

当該計画区は、優れた自然景観を呈する森林等への入込が多く、特に、春季においては利用者の増加と乾燥期が重なり山火事発生危険が増大することから、地域住民及び地元市町村等と連携を密にして山火事防止の啓発活動を行うとともに、森林保全巡視を強化し、山火事等の防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄についても、地元市町村等と連携した防止対策・活動の推進に努めることとする。

② 境界の保全管理

境界標識類の巡検及び境界の巡視等を行うとともに、貸付地等の状況把握を行い、適切な保全管理に努めることとする。

また、森林の適切な管理に必要な歩道の維持管理に努めることとする。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

① 松くい虫被害は、当計画区の国有林野内ではわずかであるが、松くい虫被害地域の拡大防止を図るため、松くい虫防除対策協議会等の場を通じた民有林行政との連携の下に被害木の伐倒・薬剤処理等により効果的な防除を実施することとする。

② これ以外の森林病虫害については、林野巡視等により早期発見に努めるとともに、発見した場合は民有林行政や関係機関と連携しながら防除等に努めることとする。

(3) 保護林に関する事項

- ① 希少な野生動植物の保存等自然環境の保全が一層重要となっていることから、引き続き保護林の適切な管理を通じた生物多様性の保全に努めるとともに、開かれた国有林の視点に立ってこのような森林についての情報の提供に努めることとする。
- ② 当該計画区には、日本三大美林の木曽ヒノキ林等からなる「赤沢ヒノキ植物群落保護林」や今計画において新たに設定する「南木曽岳植物群落保護林」など、16箇所の保護林の適切な管理に努めることとする。

保護林

種 類	箇 所 数	面 積 (h a)
森林生態系保護地域	1	4, 140
林木遺伝資源保存林	5	275
植物群落保護林	8	1, 123
特定地理等保護林	1	1, 159
郷 土 の 森	1	82
総 数	16	6, 779

注) 各保護林の設定目的は、以下のとおりである。

- ・ 森林生態系保護地域：
森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存等
- ・ 林木遺伝資源保存林：
林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存
- ・ 植物群落保護林：
希少化している高山植物群落、学術的価値の高い樹木群落等の保護
- ・ 特定地理等保護林：
岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護
- ・ 郷土の森：
地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保護

(4) その他必要な事項

① カモシカ等による被害防除

ア ヒノキ造林地において、カモシカによる食害が甚大であり、極めて深刻な状況となっていることから、忌避剤を塗布する等により食害を未然に防止することとする。

イ 野鼠等の防除については、的確な予察調査・被害の実態把握等のための巡視を行い、その防除に努めることとする。

ウ 鳥獣による各種被害対策や長野県が策定した「特定鳥獣保護管理計画」の取組に当たっては、県、市町村、関係団体等と連携を図りつつ対応することとする。

② 自然再生事業への取組

木曾森林環境保全ふれあいセンターにおいて、ボランティア団体等と連携して長野県西部地震災害復旧地、木曾駒ヶ岳周辺等における自然再生に取り組むこととする。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係に関する事項

① 木材の供給

ア 当該計画区は、わが国を代表する高品質材である木曽ヒノキの主要産地であり、伝統的建造物の建築資材等として重要な役割を果たしており、森林の公益的機能を重視する森林施業を推進する中で、資源状況等を勘案しつつ計画的な供給にも努めることとする。

イ 人工林ヒノキ等については、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備による間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努めることとする。

② 木材の販売

木材の販売については、公売又は委託販売（素材）を原則とし、樹材種の特質などに応じて効果的な販売を推進することとし、間伐等により搬出される低価格な一般材については、「国有林材の安定供給システム販売」により行い、需要・販路の拡大を図ることとする。

注）・国有林材の安定供給システム：

一定の条件を満たす林業事業者等と長期的な相互協定を締結し、その協定に基づき林業事業者及び林業事業者と連携した製材工場等に対して国有林材を計画的・安定的に供給を行うことにより、国有林材の需要・販路の拡大を図り地域の木材産業の振興に資するシステム

(2) その他必要な事項

木材の利用促進を図るため以下の取組を推進することとする。

① 「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」等に基づき、林業・木材関係者等との連携の下に、国産材のPR活動等を通じて公共施設等の木造化、内装材木質化の推進、間伐材の森林土木事業への活用及び木質バイオマス利用等、木材利用の推進に取り組むこととする。

② 「農林水産省木材利用拡大行動計画」等に基づき、庁舎等の新改築に当たっては、木造化、内装の木質化を推進するとともに、治山事業等における森林土木工事に当たっては、木材の特質を考慮しつつ、間伐材を積極的に利用するなど、自ら木材の利用推進に取り組むこととする。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

- ① 当該計画区は、中央アルプス・御岳県立公園等や森林浴発祥の地である赤沢自然休養林等森林レクリエーション資源が豊富なこと等から地元自治体等と調整を図りながら、国民の保健・文化・教育的利用を図るレクリエーションの森の活用を推進することとする。
- ② 地域振興等に寄与する「市町村の森」等により、地方公共団体の要請に応じて国有林野の活用を推進することとする。
- ③ 当計画区においては、木曽郡木曽町が木曽川の上流・下流域を縁として友好提携している愛知県西加茂郡三好町により、同町内において水源の森を整備し、黒沢御岳国有林を「三好町友好の森」として活用している。今後においても地元自治体・下流の自治体等の要請に応じ「市町村の森」等を推進するとともに、公用・公共用施設等の計画に対しては、周辺森林の自然環境の保全等に配慮しつつ、活用について検討を行うこととする。

注) ・市町村の森：

環境保全、保健休養等の優れた価値を有する森林について、地域振興、地域の豊かな生活環境の確保の観点から、地方公共団体が森林公園等の用地として取得し、整備する森林

(2) 国有林野の活用の具体的手法

主な活用目的とその手法は以下のとおりである。

- ① 国民の保健・文化・教育的利用に係る施設整備等……………貸付
- ② 「市町村の森」等……………売払い
- ③ 県道等道路用地……………売払い
- ④ 国道・砂防ダム敷等……………所管換

(3) その他必要な事項

活用に当たっては、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて、地元町村等が策定する土地利用計画等との必要な調整を図りつつ、推進することとする。

5 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

- ① 国民参加の森林づくりを推進することとし、ボランティア、NPO等による自主的な森林整備活動等のフィールドとなる「ふれあいの森」を継続して設定し、その活動を積極的に推進することとする。

ふれあいの森

名 称	面 積 (h a)	備 考
太樹の森・赤沢	6.92	小川入国有林86ろ、87ろ、88い、89ろ林小班

- ② 地域の伝統行事・文化等の継承に貢献する「木の文化を支える森づくり」については、地域の協議会及びボランティア等との連携による国民参加の森林づくり活動を推進することとする。

木の文化を支える森づくりの森

名 称	面 積 (h a)	備 考
檜皮の森	71.36	賤母国有林702ろ、703い、706は、707い林小班
南木曾伝統工芸の森	3.16	南蘭国有林609い林小班

- ③ 木曾川上・下流域におけるボランティア団体や一般市民による間伐等の森林整備を推進することとする。

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力しようとする国民や法人等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとし、特に下流域の市町村や学校等が行う分収造林を積極的に推進することとする。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

ア 学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」、林業体験や森林教室等の体験活動、情報提供や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めることとする。

イ その際、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努めることとする。

② 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理署等に設置した緑づくり支援窓口の活性化に努めることとする。

③ NPO等の支援の推進

木曾森林環境保全ふれあいセンターを中心として、自然再生、森林環境教育等に取り組むNPO団体等や教育関係者の活動支援及び情報提供に努めていくこととする。

また、地域の団体等と連携して「城山史跡の森」の整備と活用を図っていくこととする。

注) ・ふれあいの森：

自主的な森林整備活動を行う森林ボランティア団体等と森林管理署等との協定締結により、森林整備を行う制度

・木の文化を支える森づくり：

地域の伝統行事、伝統工芸、歴史的木造建築物等の継承に貢献するため、地域の協議会等と森林管理署等との協定締結により、国民参加による森林づくり活動を推進する制度

・遊々の森：

学校等と森林管理署等との協定締結により、様々な体験活動の場として国有林野を利用する制度

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

森林の公益的機能の高度発揮等に対する国民の要請に対応し得る森林の整備を図るため、技術開発の推進に努めるとともに、民有林関係者等へのフィールドの提供、施業指標林、試験地等に係る技術情報の発信等を通じて技術開発成果の普及・定着に努めることとする。

特に三浦実験林（436ha）については、昭和42年の設定以来、40年間にわたる調査を継続しており、湿性ポドソル土壌における木曽ヒノキの天然更新等について一定の成果を得ているが、その成果に基づいた適切な森林施業の推進に努めるとともに引き続き調査を継続することとする。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な施業管理を実施し、森林の多面的機能の発揮に対する地域の要請に対応するとともに、林道の併用化等による住民等の利便性の向上や蜜源となる樹種の保残を図るなどにより、地域振興の寄与に努めることとする。

(3) その他必要な事項

生物多様性の確保に配慮した森林の保全

多種多様な生物が生息・生育する国有林野は、生物多様性の保全上重要な位置付けにあり、特に、希少野生動植物種については、生息・生育状況の把握にも努めつつ、生息・生育環境の保全を図るなど、生物多様性の保全に配慮した管理経営に努めることとする。